

報道関係者 各位

令和 7 年 10 月 17 日(金)

【照会先】

愛知労働局労働基準部賃金課

賃 金 課 長 佐野 晃

主席地方賃金指導官 佐藤 敬文

電 話 番 号 052(972)0258

愛知県の特定最低賃金(2 業種)の改正について

- 1 愛知地方最低賃金審議会(会長 中山徳良)は、本年 8 月 5 日、愛知労働局長(局長 小林洋子)から愛知県の特定最低賃金の改正決定に係る諮問を受け、審議を重ねた結果、10 月 15 日、愛知労働局長に対し、現行の愛知県特定最低賃金(2 業種)の時間額を改正決定する旨の答申を行いました。(裏面参照)
- 2 この答申を受けて愛知労働局長は、本年 12 月 16 日からの効力発生(予定)に向けて異議申出などの所要の手続を行うこととしています。
- 3 なお、愛知県の最低賃金には、すべての労働者に適用される「愛知県最低賃金」と特定の産業の労働者に適用される「特定最低賃金」とがあり、今回答申を受けたのは「特定最低賃金」です。

「愛知県最低賃金」は、令和 7 年 10 月 18 日から時間額 1,140 円に改正されます。

「愛知県特定最低賃金」改正決定状況

令和 7 年 10 月 15 日答申

特定最低賃金名	現行金額 (時間額)	引上額	答申金額 (時間額)	引上率	効力発生 予 定 日
製鉄業、製鋼・ 製鋼圧延業、鋼材 製造業最低賃金	1,111 円	64 円	1,175 円	5.76%	令和 7 年 12 月 16 日
輸送用機械器具 製造業最低賃金	1,081 円	65 円	1,146 円	6.01%	

(参考)

愛知労働局ホームページ(<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/>)

においても情報提供しています。